

第11章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車に対する工業製品税 (IPI) 引き上げ措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月16日に国内産業を保護するとの観点から、(一定の要件を満たさない) 国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税 (IPI) を現在の税率に加えて30%追加することを発表した(9月16日付政令第7567号)。この制度は、公布当日より実施されるとされていたものの、ブラジル共和国憲法第150条において、増税の際には法令の公表から90日以上経過することが必要とされる旨が規定されており、ブラジル連邦最高裁判所により違憲と判断されたため、同年12月16日から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車については、追加の工業製品税が免除されることとされており、免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること
- ③総売上の0.5%以上を研究開発 (R&D) に投資していること

かかる免除規定を含む本制度の実施によって、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーは、ブラジル国内市場における自動車の価格競争力において、大きな影響を懸念している。なお、本制度は2012年12月までの暫定措置とされている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジルにおける自動車の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。また免除企業となっても、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産以外の自動車が免除対象とならないことから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT第1条(最恵国待遇義務)、第3条(内国民待遇義務)及び貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs) 第2条、補助金協定第3.1 (b) に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置に関し、我が国は、2011年10月のWTO市場アクセス委員会および11月のWTO物品理事会において米国、EU、韓国等と連携し、懸念表明を行った。2012年1月末に発表された同制度の免除企業は18企業となった。しかしながら、免除対象企業となっても、メルコスールおよびメキシコ以外からの輸入車については、全て同

増税の対象となる。

2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成等を条件として、ローカルコンテンツ利用量等に応じてIPIを30%以上減税可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表。イノバール・アウトへの参加条件として、①2017年までに所定の燃費基準の達成（2017年新車燃費を2012年比12%低減）・車両ラベルプログラムへの参加、②一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③組み立て、プレスなど国内での一定の自動車生産工程の実施、等の条件を満たした場合、優遇税制としてIPI減税に利用できるIPIクレジットが付与されることとなった（ただし、参加条件や優遇措置の詳細は企業の活動状況（①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業）により異なる）。

この新政策に対し、我が国は、2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対しWTO協定への抵触の可能性を指摘した。2012年11月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。また、2012年11月のWTO物品理事会において、米EU豪とともに懸念を表明した。引き続き我が国としては、ブラジル側の本措置への対応を注視していく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

特許・ノウハウ等のライセンス契約等については、ロイヤリティの海外送金にあたり、国立工業所有権院（以下、INPI）に登録することが必要

とされる。しかし、登録基準については公表されておらず、INPIからロイヤリティ料率の上限や秘密保持期間の短縮について指示がなされるという問題がある。なお、当該指示に従わない場合には、ロイヤリティの海外送金ができないこととなる。

<国際ルール上の問題点>

ロイヤリティの海外送金を受けるために特許・ノウハウ等のライセンス契約等を海外送金のために登録する必要のある企業の多くは外国企業であるため、このような登録制度を設けていること、さらにロイヤリティ料率や秘密保持期間について指示が行われることから、事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課されている可能性がある。かかる制度を要求する合理性の有無、現実の運用における不利益の内容・程度の精査が必要であるが、このような制度は、TRIPS 協定第3条1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2012年11月の第6回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要請している。2010年7月から9月にかけて、経済産業省とブラジル開発商工省との間で、①10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIは契約登録できるという権限を持つことと、②登録拒否する場合に十分な理由を示すことを、次官級レターで確認するという進展があった。今後とも、このような二国間協議等を通じて、技術移転促進のための規制緩和の必要性とルールの不合理を指摘しつつ、改善を働き掛けていくことが重要である。